

# 徳育場の研究 (五)

— 悪とする行為の分析 —

荒井貞雄

序  
目的  
研究対象・時  
資料蒐集の方法  
資料の信頼度  
資料の整理方法  
結果及解釈  
結

序

この報告は徳育場の本格的な研究の一部分についての最初の発表である。今日の青少年が、「これはいけなかつた、又は悪いことをしてしまつた」と考え付いたこと、気づいたことにどんな行為があるか？ 又悪いことを

徳育場の研究 (四)

四九

してしまつたと考えたり、気づいたその時の青少年の反応即ち反省の気持についての研究である。

小学生前後期、中学二年及高校二年生の四段階に分けて、九州、四国、近畿、東京、長野、青森及び北海道の七地区から約七千人の資料が集められ、それに基いて、研究は現在もつゞけられて居る。ここでは小学後期即ち五年生と高校生についての結果の概略を報告することにした。特にこの年令期の人々が、「これは悪いことをしてしまつた、これはいけなかつた」と自覚した時の彼等の偽らない純真な気持、即ち心理的反應を正確に把握しようとするのが、この論文の主眼である。

善悪正邪の判断についての研究は相当以前から西欧にもわが国にも数多くある。然し、自己の犯した悪行為を自覚し、その時の本人の反應の研究は未だあまりない。わが国においては数年前、青木氏<sup>(4)</sup>が小学生・中学生三千余人についての研究成果を発表して居る。

著者は昭和二七年六月、神戸市立垂水小学校で研究調査をして以来、日本兒童生徒の徳性行為の場の研究をつづけ、そのうちで予備研究の結果は既に次の如く報告した。

徳育場の研究(一)	その意味と作用	人文論究	四卷五号	昭二九、一
〃	(二) その性格	〃	五卷一号	昭二九、六
〃	(三) 研究の方法	〃	六卷六号	昭三一、三
〃	(四) 予備研究の結果	研究論集	三卷一号	昭三一、三

ここに報告しようとする本研究対象の撰択方法、資料蒐集の方法、資料整理の技術及び結果の解釈方法等は、

予備研究で用いたもの及び或る部分は修正されたものであることを断つて置き度い。

## 目 的

悪いことをしたと現代青少年が気づいた時、彼等はそれに対し、どんなに反応するだろうか？ 果して彼等は本心から反省し改心し決意して、再びこんなことは繰り返さないと自己の心に誓うだろうか？ それともその反対にそうして自認した悪行為も、他人に判らないですむならばくりかえして行つて日常の普通行為となり、遂には彼等の性格を形成することになるだろうか？ その辺の状態を発掘してみたい。その場合、小学生と高校生との差異即ち変化も探求して見度い。即ち、ここで明らかにし度いのは次の四点である。

- A、悪行為の一般場
- B、悪行為の行われた場所
- C、悪行為における人間関係
- D、悪行為に対する自己反応

悪行為の具体場 (specific situation) は尨大なもので単元構成の機に持ち越した。

## 研究対象・時

- A、調査対象

徳育場の研究 (四)

第1表 被調査表 小学5年生=1602  
高校2年生=1450

学 校	調査者		生徒学生		
	男	女	男	女	計
市 神 戸	70	42			112
市 垂 水	92	88			180
熊本・市荒尾	120	170			290
高松・市栗林	82	98			180
世田谷・山崎	83	70			172
長野・市雨宮	130	130			260
青森・村向陽	92	109			201
釧路・市日進	100	107			207
計 (小5年生)					1602
県 神 戸	125	155			280
県 長 田	145	155			300
県 星 陵	131	131			262
県 西 宮	102				102
市 神 戸	155	150			305
市 湊 川	101	100			201
計 (高2年生)					1450

及び神戸市立校の特殊編成学級を除いた一四五〇名。これ等の学校は、予備研究の報告に明示して置いたように、その市町及び県に於て各小学校高校を代表し得る標準的なものと云う観点から撰択された。

B、調査の時

昭和三〇年四、五月の間に行われた。

資料蒐集の方法

a、近畿地区以外の小・中学校は調査の内諾を得た後、校長宛に次にあるような調査主首事項、直接生徒の手記について指導にあたる担当教官に対しての実施要領及び注意事項等の記入してある印刷物を郵送した。

第一表が示すように、小学五年生は北海道から熊本迄の全国七地区に亘る自然学級男女生一六〇二名。高校二年生は、予備調査の示唆に基き、著者が直接資料蒐集指揮の出来る、身近な兵庫県立

b、近畿地区内の学校は、小・中・高種を問わず、著者が、当該校に参り、調査学級撰択について打合せをした。然る後、決定した学級の担任又はホームルーム指導教官に集つていただき、指示事項を認めた近畿地区以外に送つたと同じ印刷物により説明し又実演し質問に答え、その目的、方法等について徹底を期した。

#### 児童生徒の道徳行為調査に際し担任教官に御願する事項

目的 この調査の目的は、児童生徒の日常道徳行為の具体的場を集め、同時に、その行為に伴う道徳的心情を全国的に知ろうとするものであります。

方法 所定の用紙に、一校時（四十分乃至四十五分）の時間を与えて、児童生徒に、道徳的経験とそれに伴う道徳的心情を短く要点的に綴らせようとするものであります。

#### 実施要領及び注意事項

- 1、先ずこの調査が、児童生徒の成績評価や行動評価とは、無関係なものであることを徹底させ、調査に対する危惧の念を除却し、正直に経験のうちで最も印象深いものを一つだけかくように御指導下さい。
- 2、児童生徒が、自己の経験を思い出せない時でも、例えばといつて、具体的な例をあげて説明することは、絶対避けて下さい。児童が先生の例話にすぐまねをする恐れがありますから。そんな場合は全く無価値なものとなります。

- 3、只、児童に、出来るだけ広い経験領域から自分の行動を思い起させる為に、『学校や、お家や、道端などで、お友だちや、家の人や、よその人や、動物などに、よいこと（悪いこと）をしたことがたくさんあ

るでしょう。それを一つかいて下さい。』と云つて、想い起させる動機を与えてやつて下さることは結構です。

4、記入の時に、(だれと)、いつ、どこで、(だれに)、どんなことをしたか、ということとは、必要事項ですから、缺けることがないように、児童生徒に御注意下さい。(だれと)、(だれに)という事項に( )がしてあるのは、一人でした場合、又は、だれにしたと限定されない場合がある為に、( )に入れてあるのです。子供から疑問が出た場合は、そのことを説明してやつて下さい。これは私のところの子供は解らないだろうと思われたら、はじめに説明して下さい。

5、お手数ですがが机間巡視などとして下さつて、必要記入事項を缺いている子供には、部分的な指導をして頂ければ幸に思います。

6、記入にあつては、生徒間で話し合つたり、相談することのないように願います。

7、中学三年、高等学校の生徒は記入するにあつて余りやさしいので真剣にならない場合がちですが、その結果はその学校の表現にもなりますので、母校の名誉にかけても真面目な態度で真実を記入するよう御注意下さい。

8、方言又は地域独特の表現は標準語で添書をして下さい。  
何分やりにくい事と存じますが、よろしく御願ひ致します。

児童生徒が自己の徳行為(上役)及悪行為(下役)の経験を記入する用紙は次の如きもので 250×170 形に印

刷したものである。

(学校名

)

学年

学級

女男

なまえ

一、あなたが近頃ちかごろこれはよいこと（正しいこと）をした、と思つていることをかいてください。

1、はじめに（だれと）いつ、どこで（だれに）どんなことをしたのかそのときのようにすや、あなたのしたことなどをかいてください。

二、あなたが近頃ちかごろこれは悪いこと（いけないこと）をした、と思つていることをかいてください。

1、（だれと）いつ、どこで（だれに）どんなことをしたのか、悪いことをした時のようにすをかいてください。

2、つぎに、あなたは、どう思つたからそんなよいことをしたのですか、その時のきもちや思つたことをかいてください。

2、そのときあなたがあとで一番気にかかつたと（心配しんぱいしたこと）をかいてください。



び短期大学卒業生十数名に一定の集計訓練を施した後、小・中・高全資料の第一次集計を各学級毎にした。一方おいては、同一の資料を予備研究に携わつた熟練者数名により、全く独立的立場において、即ち小学校資料は主に神戸市立西灘小学校の五年生担当 S 教官、中学校資料は関西学院大学の M 及び Y の大学院一年度生、高校資料は芦屋市立山手中学校三年生担当の m 教官が、同一の整理指針に従い各々忠実に分析集計をした。(以上の四人は教育学、特に道徳教育を専攻された人々である。)

かくして、集つて来た集計結果と原資料との照合研究が、著者に残された仕事であり、三年有余を過ごした今春最終の段階に達した。この報告には関係ないが、德育場の研究の一環として、この児童生徒の日常経験のほかに、教師及び社会人の意見、経験の蒐集も平行的に行われて居ることを付け加えて置く。以上すべてを貫いている整理方法は次の如くである。

(一)、先ず児童生徒の手記した道徳場及び悪行為場を通読し、徳性、悪徳性、生活領域、主体客体別、場所、時、主要要因及び反応を各場毎にメモ形式に依つて記録する。

(二)、第二には、具体場(specific situation)をその範疇又は類別に応じ半具体又は一般場 (general or semi-general or semi-specific situation) にまとめた。これは纏て德育教材として単元構成に重要な役割を果すためである。この場合、徳行為については定義に依り規制された徳性類別が予備研究の結論にもとづいて行われた。悪行為の場合は行為そのものが多分に心理的原因によつたものがあるので一般場に類別作業する前に、先づ性格分類をした。一般場の内容も一つ一つの具体性を取り入れることは不可能であるが、出来る限り原表現を生

したものにまとめる方法を用いた。その性格類別は次の如くである。

習慣による行為

衝動に基いたもの

規則・命令に反するもの

過失によるもの

動機・意図的に否定した行為

(三) 次に、生活領域の基準に依つて整理された。この生活領域基準の設定経過及び基準については既に報告されて居るので、ここでは省略する。

(四) 第四段階は、児童生徒の徳行為及び悪行為の行われた場所を次の基準により分析整理した。

1、家庭内

2、家庭附近

3、学校

4、地域社会（中小市、区、町、村の範囲）

5、地方社会（大都市、府県の範囲）

6、国内

7、国際

8、抽象的共通内容

(五) 第五段階に於ては人間関係を次の如く分割した。

1、道徳場に於ける主体又は主格

い、子

供（私）

い、子

供

ろ、子供と大人（私の学校では、私の

家で又は私はお父さんとの如き）

は、子供と子供（私共）

に、抽象的主体（私達日本人の如き）

ろ、子供と子供

は、子供と大人

に、大人

は、大人と大人

へ、抽象的

2、道徳場に於ける対象又は客体

（内）道徳行為場を支配する心理的要因

1、慣習性

3、知性

2、衝動性

い、価値判断

い、本能的

ろ、反省的

ろ、良心的

は、動機又は意図的

は、情緒の総合

4、其の他

（外）悪行為場に於ける自己反応の基準を次の如く設定した。

1、他人の批判・制裁を怖れる

2、他人の批判・制裁を受けることを予感予知する

3、他人の批判・制裁に依つて自己反省し改心の決意をする

徳育場の研究 四

第2表 悪行為の一般場にまとめた表

性格	まとめた具体場	小5年生		高2年生	
		頻数	%	頻数	%
習慣	だらしない	61	3.8	52	3.6
	失礼・無礼なこと	6	.4	24	1.7
	不衛生	60	3.8	10	.7
衝	けんか(能動受動)	16	1.0	5	.3
	不親切	210	13.1	120	8.3
	いたずら	162	10.1	104	7.7
	いたずら	252	15.7	122	8.3
	違約破約	80	5.0	101	7.0
	悪口・陰口	16	1.0	15	1.0
	浪費(物・時・精力)	—	—	12	.8
	怠惰(含さぼる)	40	2.5	102	7.0
	盗み・欺瞞	24	1.4	27	1.9
	虚言	75	4.6	24	1.7
	残酷(含いぢめる)	76	4.7	35	2.4
動	わる遊び(含賭けごと)	52	3.2	30	2.0
	暴力	30	1.9	82	5.7
	不平・不満・立腹	65	4.1	51	3.5
	夜遊び	10	.6	22	1.5
	不正	45	2.8	37	2.5
	非協力・非社会性	40	2.5	55	3.1
	責任回避	7	.4	10	.7
	強要(物心両面)	—	—	10	.7
	不従順・反抗	60	3.8	129	9.0
	反則	44	2.8	21	1.5
	物をこわす(不注意で)	61	3.8	40	2.8
過失	無知による誤・過失	12	.7	6	.4
	不注意	8	.5	4	.3
	不責任	10	.6	34	2.3
動る機によ	利己	—	—	9	.6
	偽善	—	—	17	1.1
	不明・不答	80	5.0	150	10.3
	計	1602	99.8	1450	100.0

結果とその解釈

(四)、最後の段階では、以上の結果を自分比に換算して、その結果の意味を吟味すること。

- 5、悪いと感じないと自分に云う
- 4、全く自己の良心的衝動によりごんげし改心する

徳育場の研究(五)

A、悪行為の一般場

第二表に依つて、その結果をみると

1、まず第一に著しく強く憾じること  
は、小学生も高校生もその手記の内容が意外にもはつきりしていた事があつた。  
小学生で答えないも

のが、二一名、内容の判然としないものが、六九名で、一六〇二名のうち僅か五%であつた。高校生は、何が書いてあるのかわからないと云うのが僅か七名で、答えない白紙が一四三名で、殆ど一〇%に達しておつた。この傾向が、悪行為為全体の内容を表しているように考えられる。これは年令の進むにつれて、即ち生長するに従つて變つて行くものであると考へて差し支えなからう。

2、第二は悪行為の性格についてである。第二表の如く整理して見ると、青少年の悪行為は小学生は七四%、

	小学生		高校生	
	頻	%	頻	%
習慣	143	9.7	91	6.3
衝動	1184	74.0	951	65.5
規則に反する 及反抗	104	6.6	150	10.3
過失	81	5.7	50	3.4
意図的	10	.7	60	4.1
不明・答	80	8.0	150	10.3
計	1602	99.8	1450	99.9

高校生は六七%迄衝動本能に左右されて居ると云う点である。この発見は、この研究の予記せざる大きな発掘であつた。上の数字が示すごとく、規則、命令に反した行為がピアジェ (piaget) などが強く云われるように、小学生が七%、高校生は一〇%の高率を示して居る。然し小学生の方が、高校生よりも低く、その内容も高校生はその場所、人的関係、要素等広範囲に亘つて居るに反し、小学生は学校の教室、廊下、遊びことの如く極めて限られたものである。

悪行為が習慣的になつていたが、悪い又は好ましくないと悟つたものであつて、その大部分が教養に近いものである。例えば、人のものか自分のものかはつきりした意識がない、はじめて会つても挨拶をしない、相手に連れの人を紹介をしない、お勝手でつまみ喰い、厄介になつて居るのにその次に会つた時礼を云わない、と云つたようなものが多い。高校生の方が、小学生より低率であるのは自然の

姿だと考えてよいであろう。

次に、過失に基いた悪行為は取り立てて意味のあるように思えない。

然し乍ら、はつきりした動機に基いた悪行為は小学生には仇打ち、憎しみから来る「おとし入れ」と云うようなものは更になく、軽い意味であんな仕事は好まないから彼にやらせると云う程度のものが大部分であつた。高  
校生の場合は、はつきりとした意図に基いて計画的である。然かも、その悪行為に対して反省悔悟すると云う反

No.	小学生	No.	高校生
1	いたづら 15.7	1	反抗 9.0
2	けんか 13.1	2	けんか 8.3
3	不親切 10.1	3	いたづら 8.3
4	残酷 4.7	4	不親切 7.7
5	虚言 4.6	5	破約 7.0
6	不平 4.1	6	暴力 5.7
7	だらしない 3.8	7	だらしない 3.6
8	不行儀 3.8	8	不平 3.5
9	反抗 3.8	9	非協力 3.1
10	こわす 3.8	10	こわす 2.8

応がない許りか当然の帰結で、むしろうまく行つたとの表現さえある。若し、この同一高校生に徳行為がないと仮定出来るならば、彼等は本来又は先元的悪 (innate evil) であらうかと疑うのである。然し矛盾にも他面に於ては多くの善行為があるのである。ここに徳育の必要性が痛感される。

3、悪行為が衝動本能に六〇乃至七〇%依つて居ると云う事實は前項で明瞭になつた。然し今日の青少年の最も多く犯す悪徳行為について、その頻数に基いた%に依つて分析して見ることにする。再び、第二表を整理してみると次の如く、小学生はいたづら、けんか、不親切が断然高率を

示し、高校生は反抗、けんか、いたづら、不親切、破約と云う序列を示して居る。特に著しい現象は、小学生はいたづら、けんか、不親切の三種の行為で四〇%を占めて居るに反し、高校生の場合は最初の反抗、けんか、いたづらの三種で二五%、四位の不親切五位の破約を加えて四〇%に達する状態。これは高校生は小学生に比して行動の種類が拡大されて居ることを意味する。

けんか、いたづらの行為も高率を示して居るが、一位に反抗不従順を示して居るのが高校生で、九位に示して居るのが小学五年生である。小学生から高校生に向つて衝動本能が如何に発芽發展して行くかが、容易に察知出来る。青木氏は不親切の悪行為が小・中学生では最も高いと報告して居るが、ここでは、不親切以外のものが遙かに高い率を示して居る。然し年令の進むに従つて不親切行為は漸減の傾向は一致して居る。

更に高校生の経験では、破約、暴力、非協力行為と云うべきものが、比較的高い率を示して居るに反し、小学生は残酷、虚言、不行儀の如きが高率を保っている。この現象も見のがすことの出来ない重要な要素である。

4、この研究で蒐集された資料は全国に亘つたものである。丹念にその資料を整理した結果、都市地域からの資料と農業地域から資料との間の差異は本質的なものでなく、むしろ、表現の仕方に若干の差のあることを認めた。その故に、この報告では合一したものを扱つた。従つて、この報告は全国に通用出来ると思う。

5、第一表が示すように小学生も高校生も、男女相半ばして居る。悪行為にも判然なる差異は認められた。然し乍ら、悪行為の場のうちに現われる要素、場所、人間関係等の整理をすると、男女に區別して扱うことに自然なものに随所で出合うので綜合した。単元教材によつて、学校で德育を進める場合には綜合した基盤に立つ事

が、合理性豊かであろう。

B、悪行為の行われた場所

第3表 悪行為の使われた場所

所	小学生		高校生	
	頻	%	頻	%
家庭内	791	52.0	400	30.8
家庭附近	419	27.5	245	18.9
学校	161	10.6	522	40.2
地域社会	73	4.8	53	4.1
地方社会			13	1.0
国内				
国際				
抽象的	61	4.0	44	3.4
不明	17	1.1	21	1.6
計	1522	100.0	1300	100.0

1、第三表によつて吟味する。小学生は八〇%迄家庭及びその附近における経験であるのに対し、高校生は五〇%を示して居る。

2、学校という場を見ると小学生は一〇%であるに対し、高校生は四〇%と云う著しく高い率を持つて居る。これは高校生の悪行動が反抗にせよ、けんかにせよ、いたづら・不親切にせよ、彼等が居る間又は学校内外における活動の中において行われて居ることを意味して居る。これも徳育の単元なり方法なりに算入せねばならぬ重要な点である。

3、全国、国際間に亘つた経験は皆無に等しい。場所については、家庭及びその附近におけるの児童生徒の生活、活動が余りにも高率であるのに当惑を覚ゆる位である。

C、悪とされる行為における人間関係

1、主体を見ると五年生において、個人子供が四〇%、複数子供が五一%であるのに対し、高校生は六〇%と二五%を示すと云う現象を呈して居る。これは自然の姿と云えるであろう。

第4表 主体客体関係

関係	生徒 場数	小学生		高校生	
		頻	%	頻	%
主 体	子 供	615	40.4	787	60.5
	子供と大人	64	4.2	79	6.1
	子供と子供	770	50.6	330	25.4
	抽 象 的	43	2.8	57	4.4
	不 明	30	2.0	43	3.6
	計	1522	100.0	1300	100.0
客 体 (対 象)	小 児	443	29.1	426	32.8
	小児と小児	320	21.0	185	14.2
	子供と大人	272	17.9	333	25.6
	大 人	219	14.4	228	17.5
	大人と大人	82	5.4	40	3.1
	人 と 物	76	5.0	13	1.0
	抽 象 的	34	2.2	36	2.8
	不 明	76	5.0	39	3.0
	計	1522	100.0	1300	100.0

混合対象は小学生は一八%、高校生は二五%と云う比較的高率を示して居ることが、が目立つて居る。これは悪行  
為の中に大人が常に関連して居るのである。これは徳育上、すこぶる重視すべきであらう。

D、悪行為に対する自己反応

1、一応第六表に依つて全体をみると、悪い行為だとして青少年が反省する要因に二つある。その一つは自己  
以外の人との関連においてである。即ち、制裁を恐れる。その予感をもつ、そして、その恐怖心、予感又は不安  
のために改心する決心をする、と云う過程を経て居る。「叱られる」「叱られた」「怒られた」「怒られる」「い  
ぢめられる」「いぢめられた」「ひどいめにあう」「ひどいめにあつた」と云うようなものが、五年生の場合非常  
に多い。何れ他の機会に発表出来ると思うが、小学三年生の場合「打たれるから」と云うのが可なり多い。そ

2、客体即ち彼等の悪行為  
の対象は、小学生共、同一傾  
向に進んで居る。対象も個人  
子供、複数子供が多く、小学  
校児童には七六%、高校生に  
は四八%である。只、大人の  
対象は小学生・高校生も共に  
二〇%を示し、大人と子供の

第5表 悪行為に対する自己反応

反 応	小 学 生		高 校 生	
	頻	%	頻	%
他人の批判・制裁を恐れる	220	13.7	206	14.2
批判・制裁を受ける予感	300	18.7	170	11.8
批判・制裁に依って自己反省・改心の決意	602	37.5	402	27.8
全く自己の良心的衝動によるざんげ・改心	380	23.7	482	33.3
悪いと感じない	20	1.2	40	2.8
不 明	32	2.0	10	0.7
不 答	48	3.0	140	10.0
計	1602	99.9	1450	99.8

に拠つて居ると解釈出来るのである。言葉をかえるならば、自己判断によつての悪行為の認知でないと言ふことである。いわば、道徳の未分化状態である。同時に、その青少年の生活根拠であるその家庭、学校及び社会の道徳規範が彼等に及ぼす影響の如何に大であるかが容易に察知出来るのである。第五表に依つて、その他律的反省意識を見ると、

五 年 生 六 九、九 %  
 高 校 生 五 二、八 %

の反対に、中学、高校生になるとその傾向が減少して居る。青少年以外の人によつて反省する要因に、他人の批判がある。「云われる」「うわさされる」「悪者にされる」「遊んでもらえない」「会うのが恥かしい、怖い」「友達から云われことが気にかかる」と云うような表現が可なり多い。そしてその傾向は高校生に断然多い。第六表では、以上の「叱られる」「ひどいめにあう」と云う小学五年生に圧倒的に多いものと、高校生に多い「批判される」とは同一の枠内で整理した為め、正確な数値で表現出来ないが、共通した特徴は、青少年自身に規範と名づけられるようなものでなく、全く他律的なもの

を示して居ると云うことが明らかである。現代の高校二年生は「日本社会では、その五三%迄は自己の道德規範と云うべきものはまだ形成されて居ないと云いうるのではなからうか？

次に、青少年が悪い行為だとして反省する要因のもう一つのものに、全く自己の良心的衝動にその根拠をもつたものである。「氣しよくわるくて」「氣にかかつて」「落ち付けない」「うろたえる」「すまない」「何故こんな馬鹿なことをしたのかな」「意志が弱かった」「自分のエゴイズムが怖くなった」と云うような反応を示して居る。第五表をみるとこの種類の反省が、

小学五年生 二二、七%

高校二年生 三三、三%

である。これは、自己の道德規範に照応された結果だと見るべきでないかと思推される。そこで前述の道德意識の未分化との関連において、徳性の発達過程を考察すると、

第一段階は、「叱られた」「怒られた」「いちめられた」「批判された」

第二段階は、「叱られるだろう」「怒られるだろう」「批判されるだろう」

第三段階は、「これはしまった」「何故こんなことをしたのか」「すまない」

と云うことになると思う。経験即ち教育を経て他律的な状態から、自己意識の中に「こういうことはいけない、こう云うことは悪いことだ」と云う理解が生れて来る。勿論、その場合、その経験は極めて具体性をもつた「この行為は」「あの行為は」と云うことはあるが、そのような具体的行為から得た意味が、理解を形成し、その理

解が知性に発達し、遂に自己判断と云う段階即ち規範に移つて行くものと考えられる。ここで規範と云つてもカントが云つて居るように、すべての人々が全く同じ程度の規範とは云えない。社会が持つ規範は漠としたもの、そこには頂と低とがある。その低に達しても規範であり、その頂点に達しても規範である。そこにその人の唯一性的善、即ち *innate good*, *virtue* がある。これが道德的個人差であり、人間価値の差異の生ずる因子の一つに数えられると考えてよいだろう。又道德的自己判断がどういふ風になされるかは、その人個人の先天的唯一性と後天的取得性の綜合の決定であつて、恐らく個人の数に比例するであろう。

2、道德性の移行又は発達状態の最も端的に現われて居るのは第五表に依つて明らか如く、他人の批判、例裁によつて反省し、再びこのような悪い行為はしないと心に銘ずると反応したものが、

小学生 三七、五%

高校生 二七、八%

である。これは重要な現象で、道德教育上、その場所、その人間関係、又は教材、その方法の如何を問わず、見のがすことは出来ない。何故ならば、道德的人間の基盤即ちその人の道德的規範、はこの時期に形成されるからである。然かも、著者のもつた資料が既に明示したように、その子供を取りまく人々の規範即ち社会の道德的規範が、その子供の道德規範を形成することである。その子供の唯一性即ち先天的徳性が低いとしても、彼を囲む社会の徳性規範が高いと長い時間、多くの経験の影響で彼の徳性規範は当然上昇するのが教育常識であろう。

故に、良心的衝動反応が小学生より高校生の方が一〇%以上高いと云う現象は、先天性のみに帰依するもので

も、社会の規範のみに依るものでもなく、専らその発達過程即ち前述した如く、先天的個人差と後天的に取得されたものとの総合結果であると思推して誤りなからう。換言するならば、高校生の道徳的発達の結果である。

3、小学生の方が高校生よりも、他人からの制裁・批判に対する反応が、七%も高いと云う現象を示して居る。原資料を再三精密に研べてみたが、小学生の方は制裁の頻数が著しく多いことに原因がある。その内容は父母兄弟からの体刑、精神的圧迫、仲間からの破綻、学校における先生の叱りと云う順になつて居る。これは一〇乃至一一才の頃の生活の特徴と云える。

4、何れ発表するであろう小学校三年生の反応には、不快不満足を経験が自己の悪行為の反省の動機となつて居るものが、僅かながら見られる。然るに五年生に殆どこれは見られない。不快不満足と悪行為の区別がつかない未分化状態と云うようなものは見当らなかつた。この点は青木氏の報告には異つたものである。勿論、不快不満足が悪行為反省の直接間接強力な原因になつて居ることは否めない。

## 結

### A、悪行為の一般場について

1、衝動に基いた行為が断然多く、小学生が七四%高校生が六七%。次に小学生は慣習に基く行為が一〇%、高校生は規則に反する及び命令に反抗する行為が一〇%。第三に、小学生は規則に反する行為と反抗とが、七%弱、高校生は慣習による悪行為が六%強。意図的動機的悪行為は小学生には殆どなく、高校生には三%強と云う

差異を示して居る。

2、最も多い悪行為は次の如くである。

小学生			高校生		
順位	行為	%	順位	行為	%
1	いたづら	15.7	1	反抗	9.0
2	けんか	13.1	2	いたづら	8.3
3	不親切	10.1	3	けんか	8.3
4	破約	5.0	4	不親切	7.7
5	残酷	4.7	5	破約	7.0
6	虚言	4.6	6	怠惰	7.0
7	不平・立腹	4.1	7	暴力	5.7
8	だらしない	3.8	8	だらしない	3.6
9	不行儀	3.8	9	不平・立腹	3.5
10	反抗	3.8	10	非協力	3.1
	計	64.9		計	63.2

う。その結果は、小学生の八〇%迄家庭内及びその附近である。高校生は五〇%であった。学校社会での行為は小学生は一〇%で、高校生は四〇%である。この高校生の高率は意外な発見であった。全国又は国際と云う場は小学生も高校生も殆どなかつたことも期待はずれであつた。

C、悪行為における人間関係

最も特徴としてあらわれているものは小学生では九位に位する不従順・反抗の行為が高校生では一位を占めて居る事実である。その他においては、小学生には虚言・不行儀等の行為が表れて居るのに対し、高校生はサボル即ち怠惰・暴力・非協力・非社会性の行為が比較的多い率を示している。

B、悪行為の行われた場所

行為が為された場所と云うことは、とりもなおさず、最も多く生活して居ると解してもよいだろう。

悪行為の場において、子供個人及び子供復数が断然多く主体性は小学生は九〇%、高校生は八六%。客体性は小学生七六%、高校生四八%を示して居る。子供と大人との混合対象は小学生が一八%、高校生は二五%で、人だけの対象は小学生も高校生も共に二〇%と云う高率も示して居る。この事は、小学生も高校生も、特に後者は悪行為を行う場合、少くとも四五%迄は大人がその行為の場に関連して居ることが明らかである。

D、悪行為に対する自己反応

1、他律的要因に依る反応が断然多く

小学生は七〇%

高校生は五三% を示して居る。

小学生は他人の制裁を受ける恐怖が大きく、高校生は他人の批判を非常に警戒して居る状態がはつきりと見える。他人の制裁、批判により自己の非を反省し改心の決意を表明して居るものが、

小学生は三七%

高校生は二八% と云う率を示して居る。

この傾向は青少年の道徳教育上、悪行為の処理の仕方に依つては如何に重要な結果をもたらすかを有力にものが

たつて居るものといえるであろう。ここに掲げられた率は、彼等は少くとも、再びこの種類の悪行為は繰り返さない決心をしているのである。

しかるに、制裁、批判を受ける恐怖又は受けるだろうという予感のために、その行為が悪いということも認知したが、

小学生は三三%

高校生は二五% である。

これは若し制裁・批判を受けずしてすんだ場合には、再び同じその悪行為を繰り返さず可能性があると云うことも想像出来るのである。

この他人の制裁・批判に対する恐怖に依つて、恐怖に向つて、その行為の悪かつた事を認知するという心情及びその制裁・批判と云うことが原因となつて改心すると云う心情は正しく道徳性の未分化状態であるといわねばならない。この未分化の段階を経て分化された自律的判断の段階に達するのが常道発達だと考えられる。

## 2、自律的要因に基づく反応

全く自己の良心的衝動により、再び同じ誤りを繰り返さないと決心したものが、

小学生は二四%

高校生は三三% である。

これ等の青少年は既に、少くとも過つて犯したその行為に対しては、自己の道徳的規範が確立して居ると言つてもよいと思う。

3、悪い行為であると認知し乍ら、悪いことをしたと感じていない反応が、

小学生で一、二%

高校生で二、八% の率を示している。

この矛盾した心情はすべて複雑した要素が、雑然として組み合せられて居る。決してそのすべてが、先天的悪性に拠つたもののみではない。そこには理性知性による導きが必要である。

#### 4、不答者の問題

この研究において、全く手記をしない青少年が、

小学生に 三%

高校生に一〇% あつた。

答えないと云う理由は種々あると想像出来るが、その中に先天的悪性のものが案外多く含まれて居るかも知れない。  
以上

(本学教授 教育学)

#### 文献表

- (1) 青木誠四郎 道徳性の発達と教育 朝倉書店 昭二八、一二
- (2) 拙著 徳育場の研究(三) 人文論究六ノ六 関西学院大学 昭三一、三  
研究対象選択にあたって、ノルマルを選ぶと云う観点から生徒の知能、学業成績、生徒の背景については家の職業、生活保護者数等は一応吟味された。
- (3) 拙著 前掲

徳育場の研究(四)

(4) 拙著 前掲

この生活領域の結定は、徳育カレキュラム設定に重要であるので、後につづく教師及び社会の要求とにらみ合せて人間生活全域に亘って居る。

(5) 拙著 前掲

(6) Piaget, J., *The moral judgment of the child*, 1932.